

重要

● バージョンアップのお願い ●

● 『楽すけ』 Ver.13.1.1 について

今回お送りした『楽すけ』Ver.13.1.1 は、令和 3 年 8 月施行の法改正への対応、「令和 3 年 9 月 30 日までの上乘せ分」加算終了の対応等を行うバージョンアップです。

すべての事業所様でバージョンアップをお願いいたします。

別紙「『楽すけ』Ver.13.1.1CD による更新手順マニュアル」をご覧ください、バージョンアップをお願いいたします。また、インターネットによるバージョンアップも可能です。

●この更新版 CD は、居宅支援版、サービス事業者版、密着サービス事業者版、特定施設版、密着認知症版、密着特定施設版、すべての版でバージョンアップすることができます。

● バージョンアップのタイミングについて

【ご確認ください】

下記の条件に当てはまる場合、令和 3 年 8 月分(9 月 1 日～10 日送信分)の請求を行う前に、バージョンアップを行い、改正内容に応じた設定・入力を行う必要があります。

- 短期入所生活介護事業所様のうち、「特定入所者介護サービス費」の算定を行う場合
- グループホーム様のうち、「原爆福祉(原爆助成)」公費を適用する利用者がいる場合

上記に当てはまらない場合は、令和 3 年 10 月の月間ケアプランを作成する前までに、バージョンアップを行ってください。

● 令和 3 年 10 月以降の月間ケアプラン作成の注意事項

重要

Ver.13.1.1 では、「令和 3 年 9 月 30 日までの上乘せ分」加算終了に対応するための改修を行いました。そのため、**令和 3 年 10 月以降の月間ケアプランの作成は必ず Ver.13.1.1 へバージョンアップ後に** 行ってください。

Ver.13.1.1 へバージョンアップ前に、「前回取得」「月間ケアプラン一括更新」の方法で令和 3 年 10 月以降の月間ケアプランを作成していた場合、処遇改善加算のような所定の割合で算出される加算・減算の単位数が正しく計算されていません。

その場合は大変お手数ですが、令和 3 年 10 月以降の月間ケアプランを一度削除し、

バージョンアップ後に前回取得をやり直してください。

裏面もご覧ください

● バージョンアップの内容

- 令和3年4月の法改正のうち、8月から施行される改正内容があります。
短期入所生活介護事業所様とグループホーム様はこちらをご覧ください。

➡ 別紙 ▶ **令和3年4月改正・8月施行の改正内容に係る変更点 (1)(2)**

- 「令和3年9月30日までの上乘せ分」加算の終了についてのご案内がございます。
福祉用具を除く全ての事業所様はこちらをご覧ください。

➡ 別紙 ◀ **「令和3年9月30日までの上乘せ分」加算の終了について**

- 押印欄の削除等の仕様変更を行いました。
『楽すけ』居宅支援版・サービス版・密着サービス版をご利用の事業所様はこちらをご覧ください。

➡ 別紙 ◀ **バージョンアップによる仕様変更について Ver.13.1.1**

● 伝送通信ソフトをお使いのお客様へ

今回お送りする『楽すけ』Ver13.1.1のCD内には『伝送通信ソフト Ver9』が格納されていますが、伝送通信ソフトの変更点はございません。
既に伝送通信ソフト Ver9 をお使いの方は、再度バージョンアップを行う必要はありません。